

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外184名

一審被告 関西電力株式会社

控訴審第45準備書面

平成30年1月22日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 島田 広

同 弁護士 笠原 一 浩

ほか

島崎邦彦証人は、昨年（2017年）11月に開催された、2017年度日本活断層学会秋季学術大会において、訂正申立書（甲585）記載の通り、従前の数値を改めた数値データを用いて口頭発表を行った。その内容は、事前に設定される断層長さ及び断層幅を用いると、入倉・三宅式によって地震モーメントを算定するレシピ（ア）を適用する場合のみでならず、松田式及び武村(1990)の式によって地震モーメントを算定するレシピ（イ）を適用す

エラー! スイッチの指定が正しくありません。

る場合でも、多くのケースで地震規模の設定が過小評価となるというものである。

レシピ（イ）は勿論、その他の経験式の適用をも考慮した地震動評価がなされなければ、本件基準地震動の設定は過小評価というべきであり、1審原告らには人格権侵害の危険性がある。

以上